

射水万葉会天正寺サポートセンター

指定認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人射水万葉会が開設する指定認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「職員」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、認知症対応型共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、認知高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 射水万葉会天正寺サポートセンター
- (2) 所在地 富山市天正寺484番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者 1人以上

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう共同生活介護計画を作成する。

- (3) 介護職員 4人以上

介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(利用定員)

第 5 条 利用定員は、9 人とする。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第 6 条 事業所で行う指定認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談
- (2) 健康チェック
- (3) 入浴
- (4) 食事
- (5) その他日常生活に必要な介護

(共同生活介護計画の作成)

第 7 条 指定認知症対応型共同生活介護の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況等を踏まえて、個別に共同生活介護計画を作成する。

- 2 共同生活介護計画の作成、変更には、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、共同生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(短期利用認知症対応型共同生活介護)

第 8 条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1 名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30 日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

- 6 前項1～3号にかかわらず、利用者の状況や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護を受けることが必要と認めた場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合に、事業所の共同生活住居の定員の合計数を超えて、短期利用認知症対応型共同生活介護を提供することができる。当該利用者の受け入れは1人までとし、短期利用認知症対応型共同生活介護の提供は、7日を限度に行うものとする。

(利用料等)

第9条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

- 2 前項に規定する利用料のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。
- (1) 食費 1, 600円(日額) おやつ 100円
 - (2) 家賃 2, 100円(日額)
 - (3) 光熱水費 300円(日額)
 - (4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの 実費
- 3 指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(留意事項)

- 第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知の状態にあり、かつ、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害のおそれがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後、利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、契約を解除し退居させることができるものとする。
- 3 退居に際しては、利用者及びその家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅

介護支援専門員と連携を図ることとする。

（個人情報保護）

第 11 条 事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第 12 条 事業所は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情処理受付窓口を設置するなど必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村から文書の提出、掲示を求め、又は、市町村職員からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとする。

3 事業所は、サービスに関する利用者の苦情に関して、富山県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、富山県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。

（損害賠償）

第 13 条 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険（東京海上日動火災保険株式会社）に加入する。

（衛生管理等）

第 14 条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意するものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施

（緊急時における対応方法）

第 15 条 職員は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速かつ適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他の緊急事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難その他必要な訓練を行う。

(身体拘束の禁止)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 前項の規定による緊急止むを得ない身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、態様と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。記録は、5年間保存する。
- 4 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 「身体的拘束適正化検討委員会」を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（地域との連携など）

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメント処理）

第21条 事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）等の各種ハラスメントであって業務上必要且つ相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に対する利用者又はその家族からの相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）に迅速かつ適切な対応をするために必要な措置を講ずるものとする。

(運営についての重要事項)

第22条 事業所は、職員の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 随時

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿その他必要な帳簿を整備するものとする。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、運営に関する事項は、社会福祉法人射水万葉会と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

射水万葉会天正寺サポートセンター

指定小規模多機能型居宅介護事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人射水万葉会が開設する指定小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「職員」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、小規模多機能型居宅介護計画（以下「居宅介護計画」という。）に基づき、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 射水万葉会天正寺サポートセンター
- (2) 所在地 富山県富山市天正寺484番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう居宅介護計画を作成する。
- (3) 看護職員 1人以上
看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者の主治医又は関係医療機関との連携を行う。
- (4) 介護職員 7人以上
介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。

(2) 営業時間

- ① 通いサービス 午前6時から午後9時までとする。
- ② 宿泊サービス 午後9時から翌日午前6時までとする。
- ③ 訪問サービス 24時間とする。

(登録定員等)

第6条 登録定員は29人とし、各サービスの利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 1日に通いサービスを提供する利用定員 18人
- (2) 1日に宿泊サービスを提供する利用定員 9人

(指定小規模多機能型居宅介護の内容)

第7条 事業所で行う指定小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

① 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア 移動の介助

イ 養護（休養）

ウ その他必要な身体介護

② 健康状態の確認

③ 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

ア 日常生活動作に関する訓練

イ レクリエーション

ウ グループワーク

エ 行事的活動

オ 園芸活動

カ 趣味活動

キ 地域における活動への参加

④ 送迎サービス

⑤ 入浴サービス

入浴を必要とする利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア 衣類着脱

イ 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ 爪切り

エ その他必要な入浴の介助

⑥ 食事サービス

食事を必要とする利用者に対し、利用者の状況に応じた食事の提供及びその介助を行うものとする。

ア 食事の準備、後始末の介助

イ 食事摂取の介助

ウ その他必要な食事の介助

(2) 訪問サービス

利用者の自宅を訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(3) 宿泊サービス

事業所のサービス拠点において、短期の宿泊サービス、食事、入浴、排泄等日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4) 相談、助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言等を行う。

(短期利用居宅介護)

第 8 条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

2 短期利用居宅介護は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。

（短期利用に活用可能な宿泊室の数の算定式）

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）÷
当該事業所の登録定員（小数点第 1 位以下四捨五入）

3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ 7 日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内）の利用期間を定めるものとする。

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第 9 条 指定小規模多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 小規模多機能型居宅介護計画の作成、変更の際は、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、小規模多機能型居宅介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料等)

第10条 事業所が提供する指定小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護を含む。)の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 前項に規定する利用料のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

(1) 食費

一食あたり／朝食400円、昼食600円、夕食600円、おやつ100円

(2) 居住費(宿泊時) 2,500円(日額)(一泊二日の場合5,000円)

(3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの……実費

3 指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、富山市全域とする。

(留意事項)

第12条 利用者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 他の利用者が適切な指定小規模多機能型居宅介護の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。

(2) 利用者は、指定した場所以外で火気の使用及び喫煙してはならない。

(3) 利用者は、施設内で営利行為、宗教の勧誘又は特定の政治活動をしてはならない。

(4) 利用者は、健康に留意し、施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のため、事業所に協力しなければならない。

(5) 利用者は、故意に施設又は物品を破損してはならない。

(個人情報保護)

第13条 事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第14条 事業所は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情処理受付窓口を設置するなど必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村から文書の提出、掲示を求め、又は、市町村職員からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとする。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者の苦情に関して、富山県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、富山県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。

（損害賠償）

- 第15条 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険（東京海上日動火災保険株式会社）に加入する。

（衛生管理等）

- 第16条 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意するものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）事業所における感染症の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備
 - （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施

（緊急時における対応方法）

- 第17条 職員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

- 第18条 事業所は、非常災害時には、利用者の安全第一を優先し、迅速かつ適切な対応に努める。
- 2 非常災害その他の緊急事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難その他必要な訓練を行う。

（身体拘束の禁止）

- 第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 前項の規定による緊急止むを得ない身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、態様と期間内においてのみ行うことができる。

3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。記録は、5年間保存する。

4 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 「身体的拘束適正化検討委員会」を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携など)

第21条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小

規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメント処理）

第21条 事業者は、適切な指定小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）等の各種ハラスメントであって業務上必要且つ相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に対する利用者又はその家族からの相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）に迅速かつ適切な対応をするために必要な措置を講ずるものとする。

（運営についての重要事項）

第22条 事業所は、職員の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- （1）採用時研修 採用後1か月以内
- （2）継続研修 随時

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿その他必要な帳簿を整備するものとする。

（その他）

第23条 この規程に定めるもののほか、運営に関する事項は、社会福祉法人射水万葉会と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

射水万葉会 天正寺サポートセンター 定期巡回・随時対応型訪問介護看護運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人射水万葉会が開設する連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の従業者（以下「職員」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と看護それぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うことを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、介護保険法の主旨に沿って、利用者の意思および人格を尊重し、その居宅において可能な限り有する能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の緊急時の対応その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携の上、地域包括ケアの推進を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称 射水万葉会 天正寺サポートセンター

所在地 富山市天正寺484番地1

名 称 富山中央サテライトセンター（サテライト事業所）

所在地 富山市五福（10区）4548番地リズエールウエスト201号室

- 2 連携する訪問看護事業所は、別紙1の通りとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) オペレーター

提供時間を通じて1人以上を配置するが、利用者の処遇に支障がない場合はオペレーターと指定訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員、または「随時訪問サービスを行う訪問介護員」を兼ねる場合もある。オペレーターは、利用者からの通報を受け、随時訪問サービスを適切に提供するため、定期巡回サービスの提供や看護職員の行うアセスメント等により利用者の心身状況等の把握に努める。

1日を通して同一法人「みずほサポートセンター」のオペレーター機能を集約する。

(3) 計画作成責任者

計画作成責任者は、ケアプランに沿いその目標を設定し利用者の要介護状態軽減又は悪化の防止に資するよう適切なアセスメントの結果に基づき稼働率向上の必要性も踏まえつつ、利用者の状況に応じてサービスの計画を行うものとする。

また、その内容は適宜ケアマネージャーに報告することとする。

(4) 定期巡回サービス訪問介護員

定期巡回訪問介護員は、訪問介護計画に基づき、定期巡回サービスの提供を行う。

(5) 随時対応訪問介護員

随時訪問介護員は、利用者からの通報を受けたオペレーターからの指示、連絡により随時訪問サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 365日とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 24時間

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容)

第6条 事業所で行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 定期巡回サービス 定期的に利用者の居宅を巡回して日常生活上の援助を行う。
- (2) 随時対応サービス あらかじめ、利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者またはその家族からの通報を受け、通報内容等をもとに相談援助または訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否を判断するサービスを行うこととする。
- (3) 随時訪問サービス 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問する
- (4) 訪問看護サービス 連携する事業所の看護師等が利用者の居宅を訪問して行う利用者の心身の状況把握、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこととする

(訪問介護計画の作成)

第7条 サービスの提供を開始する際には、計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望及び訪問看護のアセスメントの結果を踏まえ居宅サービス計画に沿った計画を作成する。

- 2 計画作成責任者は、計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないものとする
- 3 計画作成責任者は、計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行った場合は当該利用者を担当する介護支援専門員に対し適宜適切な連携を図るものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第8条 事業所は、サービスを提供するにあたり、居宅介護支援事業者および他の保健医療サービスまたは、福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業の提供の終了に際しては、利用者または、その家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に対する情報の提供および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。

(利用料等)

第9条 事業所が提供するサービスの利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

- 2 利用者宅から事業所への通報に係る通信料は、30秒17.7円を徴収する。
- 3 サービスの開始に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、旧富山市内とする。

（個人情報の保護）

第11条 事業所および職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保護を厳守する。

- 2 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第12条 事業所は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情処理受付窓口を設置するなど必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村から文書の提出、提示を求め、または、市町村職員からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとする。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者の苦情に関して、富山県公民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、富山県国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。

（損害賠償）

第13条 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

- 2 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（衛生管理等）

第14条 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各

号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施

(緊急時における対応方法)

第15条 職員は、サービスの提供を行っているときに利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに連携する訪問看護事業所、主治医または協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(合鍵の管理方法および紛失した場合の対処方法)

第16条 サービスの提供の開始に際し、随時訪問サービス等の緊急時の対応に支障がないよう、利用者またはその家族からの希望により、利用者の居宅の合鍵を事業所が管理できるものとする。

- 2 前項の規定により合鍵を事業所が管理する場合は、利用者またはその家族に対し、事前に文書で説明した上で、その内容に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 3 前各項の規定により合鍵を事業所が管理する場合は、責任者を定めて、使用時以外は施錠された保管庫に保管し、管理簿を設けて記録する。
- 4 事業所が合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者への連絡を行うとともに、所管の警察署への届出等必要な措置を行う。また、合鍵を紛失したことにより利用者が居宅の鍵の変更を希望する場合は、事業所がその費用を負担する。

(身体拘束の禁止)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 前項の規定による緊急止むを得ない身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、態様と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。記録は、5年間保存する。

4 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 「身体的拘束適正化検討委員会」を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(地域との連携等)

第20条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、各員に送付するとともに事業所内において閲覧できるように設置するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に

対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメント処理）

第21条 事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）等の各種ハラスメントであって業務上必要且つ相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に対する利用者又はその家族からの相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）に迅速かつ適切な対応をするために必要な措置を講ずるものとする。

（運営についての重要事項）

第22条 当事業所は、職員の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする

- （1）採用時研修 採用後1か月以内
- （2）継続研修 随時

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿その他必要な帳簿を整備するものとする。

（その他）

第23条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人射水万葉会と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則 平成24年4月1日から施行する。

附 則 平成27年7月1日から施行する。

附 則 平成27年8月1日から施行する。

附 則 平成30年5月1日から施行する。

- 附 則 平成30年8月1日から施行する。
- 附 則 令和2年11月1日から施行する。
- 附 則 令和4年12月27日から施行する。
- 附 則 令和5年7月10日から施行する。
- 附 則 令和6年4月1日から施行する。

別紙1 連携する訪問看護事業所

	天正寺	富山中央
名 称 富山医療生協 きずな訪問看護ステーション 所在地 富山市柳町1丁目2-18	○	○
名 称 富山医療生協 ひまわり訪問看護ステーション 所在地 富山市栗島2丁目2-1	○	
名 称 訪問看護ステーションマーガレット 所在地 富山市小泉11	○	
名 称 訪問看護ステーションジョジョ 所在地 富山市藤木1831番地	○	
名 称 ナーシングケアさくら 所在地 富山市掛尾町249スペースイン掛尾3階	○	○
名 称 訪問看護ステーションPlus.1 所在地 富山市朝菜町五丁目2番地	○	
名 称 富山県看護協会訪問看護ステーションひよどり富山 所在地 富山市鶴島字川原1907-1		○
名 称 訪問看護ステーション呉羽 所在地 富山市呉羽町3732		○
名 称 高志訪問看護ステーション 所在地 富山市下飯野36番地		○
名 称 富山市富山まちなか病院 所在地 富山市鹿島町2丁目2-29		○
名 称 訪問看護ステーションなないろ 所在地 富山市長江本町18番1	○	
名 称 済生会富山訪問看護ステーション 所在地 富山市楠木33番地1	○	
名 称 おれんじ訪問看護ステーション 所在地 富山市高屋敷65番地1	○	
名 称 チューリップ訪問看護ステーション 所在地 富山市長江5丁目4番地33号	○	
名 称 東岩瀬訪問看護ステーション 所在地 富山市高畠町1丁目13番35号	○	
名 称 訪問看護ステーションむつらぼし 所在地 富山市千石町6丁目3番7号		○

射水万葉会天正寺サポートセンター

指定介護予防認知症対応型通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人射水万葉会が開設する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「職員」という。）が、要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、介護予防認知症対応型通所介護計画（以下「通所介護計画」という。）に基づき、認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを支援するものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 射水万葉会天正寺サポートセンター
- (2) 所在地 富山県富山市天正寺484番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、関係各機関等との連携において必要な役割を果たすものとする。

(3) 看護職員 1人以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(4) 介護職員 3人以上

介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又は、減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日 とする。

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分まで とする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分まで とする。

(利用定員)

第 6 条 利用定員は、12人とする。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第 7 条 事業所で行う指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

① 排泄の介助

② 移動の介助

③ 養護（休養）

④ その他必要な身体の介護

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

① 日常生活動作に関する訓練

② レクリエーション

③ グループワーク

④ 行事的活動

⑤ 体操

⑥ 趣味活動

(4) 送迎サービス

(5) 入浴サービス

入浴を必要とする利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

① 入浴形態

ア 一般浴槽による入浴

イ 特殊浴槽による入浴

② 介助の種類(必要に応じて行う。)

ア 衣類着脱

イ 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ 爪切り

エ その他必要な入浴の介助

(6) 食事サービス

食事を必要とする利用者に対し、利用者の状況に応じた食事の提供及びその介助を行うものとする。

① 食事の準備、後始末の介助

② 食事摂取の介助

③ その他必要な食事の介助

(7) 相談、助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言等を行う。

(通所介護計画の作成)

第 8 条 指定介護予防認知症対応型通所介護の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画の作成、変更には、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料等)

第 9 条 事業所が提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 前項に規定する利用料のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

(1) 食費 600円(食事1回分につき) おやつ 100円

(2) おむつ代 実費

(3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの 実費

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、富山市全域とする。

(留意事項)

第11条 利用者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 他の利用者が適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- (2) 利用者は、指定した場所以外で火気の使用及び喫煙してはならない。
- (3) 利用者は、施設内で営利行為、宗教の勧誘又は特定の政治活動をしてはならない。
- (4) 利用者は、健康に留意し、施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のため、事業所に協力しなければならない。
- (5) 利用者は、故意に施設又は物品を破損してはならない。

(個人情報の保護)

第12条 事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第13条 事業所は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情処理受付窓口を設置するなど必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村から文書の提出、掲示を求め、又は、市町村職員からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとする。

- 3 事業所は、サービスに関する利用者の苦情に関して、富山県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、富山県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。

(損害賠償)

第14条 事業所は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施

(緊急時における対応方法)

第16条 職員は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、非常災害時には、利用者の安全第一を優先し、迅速かつ適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他の緊急事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難その他必要な訓練を行う。

(身体拘束の禁止)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 前項の規定による緊急止むを得ない身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、態様と期間内においてのみ行うことがで

きる。

3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。記録は、5年間保存する。

4 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 「身体的拘束適正化検討委員会」を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(地域との連携など)

第20条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務持続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント処理)

第22条 事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）等の各種ハラスメントであって業務上必要且つ相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に対する利用者又はその家族からの相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）に迅速かつ適切な対応をするために必要な措置を講ずるものとする。

(運営についての重要事項)

第23条 事業所は、職員の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 随時

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿その他必要な帳簿を整備するものとする。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、運営に関する事項は、社会福祉法人射水万葉会と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

射水万葉会天正寺サポートセンター

指定認知症対応型通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人射水万葉会が開設する指定認知症対応型通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「職員」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、認知症対応型通所介護計画（以下「通所介護計画」という。）に基づき、認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを支援するものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 射水万葉会天正寺サポートセンター
- (2) 所在地 富山県富山市天正寺484番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、関係各機関等との連携において必要な役割を果たすものとする。

- (3) 看護職員 1人以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に

把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(4) 介護職員 3人以上

介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又は減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。

(利用定員)

第 6 条 利用定員は、12人とする。

(指定認知症対応型通所介護の内容)

第 7 条 事業所で行う指定認知症対応型通所介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

① 排泄の介助

② 移動の介助

③ 養護（休養）

④ その他必要な身体の介護

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

① 日常生活動作に関する訓練

② レクリエーション

③ グループワーク

④ 行事的活動

⑤ 体操

⑥ 趣味活動

(4) 送迎サービス

(5) 入浴サービス

入浴を必要とする利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

① 入浴形態

ア 一般浴槽による入浴

イ 特殊浴槽による入浴

② 介助の種類(必要に応じて行う。)

ア 衣類着脱

イ 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ 爪切り

エ その他必要な入浴の介助

(6) 食事サービス

食事を必要とする利用者に対し、利用者の状況に応じた食事の提供及びその介助を行うものとする。

① 食事の準備、後始末の介助

② 食事摂取の介助

③ その他必要な食事の介助

(7) 相談、助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言等を行う。

(通所介護計画の作成)

第 8 条 指定認知症対応型通所介護の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画の作成、変更には、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料等)

第 9 条 事業所が提供する指定認知症対応型通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 前項に規定する利用料のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

(1) 食費 600円(食事1回分につき) おやつ 100円

(2) おむつ代 実費

(3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの 実費

3 指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払

いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

- 4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、富山市全域とする。

（留意事項）

第11条 利用者は、指定認知症対応型通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）他の利用者が適切な指定認知症対応型通所介護の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- （2）利用者は、指定した場所以外で火気の使用及び喫煙してはならない。
- （3）利用者は、施設内で営利行為、宗教の勧誘又は特定の政治活動をしてはならない。
- （4）利用者は、健康に留意し、施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のため、事業所に協力しなければならない。
- （5）利用者は、故意に施設又は物品を破損してはならない。

（個人情報保護）

第12条 事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第13条 事業所は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情処理受付窓口を設置するなど必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村から文書の提出、掲示を求め、又は、市町村職員からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとする。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者の苦情に関して、富山県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、富山県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。

（損害賠償）

第14条 事業所は、指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、指定認知症対応型通所介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意するものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施

(緊急時における対応方法)

第16条 職員は、指定認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、非常災害時には、利用者の安全第一を優先し、迅速かつ適切な対応に努める。

2 非常災害その他の緊急事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難その他必要な訓練を行う。

(身体拘束の禁止)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 前項の規定による緊急止むを得ない身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、態様と期間内においてのみ行うことができる。

3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。記録は、5年間保存する。

4 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 「身体的拘束適正化検討委員会」を設置し、3月に1回以上開催するとと

- もに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(地域との連携など)

第20条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務持続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント処理)

第22条 事業者は、適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）等の各種ハラスメントであって業務上必要且つ相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）により、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護に対する利用者又はその家族からの相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）に迅速かつ適切な対応をするために必要な措置を講ずるものとする。

(運営についての重要事項)

第23条 事業所は、職員の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 随時

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿その他必要な帳簿を整備するものとする。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、運営に関する事項は、社会福祉法人射水万葉会と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

射水万葉会天正寺サポートセンター

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人射水万葉会が開設する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「職員」という。）が、要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、認知高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 射水万葉会天正寺サポートセンター
- (2) 所在地 富山市天正寺484番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者 1人以上

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう共同生活介護計画を作成する。

- (3) 介護職員 4人以上

介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(利用定員)

第 5 条 利用定員は、9 人とする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第 6 条 事業所で行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談
- (2) 健康チェック
- (3) 入浴
- (4) 食事
- (5) その他日常生活に必要な介護

(共同生活介護計画の作成)

第 7 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況等を踏まえて、個別に共同生活介護計画を作成する。

- 2 共同生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、共同生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(短期利用指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

第 8 条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1 名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30 日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する地域包括支援センターの職員又は居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利

用者が負担するものとする。

- 6 前項 1～3 号にかかわらず、利用者の状況や家族等の事情により、指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が、緊急に介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護を受けることが必要と認めた場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合に、事業所の共同生活住居の定員の合計数を超えて、介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護を提供することができる。当該利用者の受け入れは 1 人までとし、介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護の提供は、7 日を限度に行うものとする。

(利用料等)

第 9 条 事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

- 2 前項に規定する利用料のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 食費 1, 600 円 (日額) おやつ 100 円
 - (2) 家賃 2, 100 円 (日額)
 - (3) 光熱水費 300 円 (日額)
 - (4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの 実費
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けるものとする。
- 4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けるものとする。

(留意事項)

第 10 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援者であって認知の状態にあり、かつ、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害のおそれがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後、利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、契約を解除し退居させることができるものとする。
- 3 退居に際しては、利用者及びその家族の意向を踏まえた上で、他のサービス

提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 4 介護予防短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する地域包括支援センターの職員または担当の介護予防支援事業所の居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

（個人情報保護）

第11条 事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第12条 事業所は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情処理受付窓口を設置するなど必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村から文書の提出、掲示を求め、又は、市町村職員からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとする。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者の苦情に関して、富山県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、富山県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。

（損害賠償）

第13条 事業所は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険（東京海上日動火災保険株式会社）に加入する。

（衛生管理）

第14条 事業所は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）事業所における感染症の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施

(緊急時における対応方法)

第15条 職員は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速かつ適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他の緊急事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難その他必要な訓練を行う。

(身体拘束の禁止)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 前項の規定による緊急止むを得ない身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、態様と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。記録は、5年間保存する。
- 4 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 「身体的拘束適正化検討委員会」を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止する

ため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針を整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（地域との連携など）

- 第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 事業所は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務持続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメント処理）

- 第21条 事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）等の各種ハラスメ

ントであって業務上必要且つ相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）により、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に対する利用者又はその家族からの相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）に迅速かつ適切な対応をするために必要な措置を講ずるものとする。

（運営についての重要事項）

第22条 事業所は、職員の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（1）採用時研修 採用後1か月以内

（2）継続研修 随時

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿その他必要な帳簿を整備するものとする。

（その他）

第23条 この規程に定めるもののほか、運営に関する事項は、社会福祉法人射水万葉会と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

射水万葉会天正寺サポートセンター

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人射水万葉会が開設する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「職員」という。）が、要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「居宅介護計画」という。）に基づき、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 射水万葉会天正寺サポートセンター
- (2) 所在地 富山県富山市天正寺484番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう居宅介護計画を作成する。
- (3) 看護職員 1人以上
看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者の主治医又は関係医療機関との連携を行う。
- (4) 介護職員 7人以上
介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。

(2) 営業時間

- ① 通いサービス 午前6時から午後9時までとする。
- ② 宿泊サービス 午後9時から翌日午前6時までとする。
- ③ 訪問サービス 24時間とする。

(登録定員等)

第6条 登録定員は29人とし、各サービスの利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 1日に通いサービスを提供する利用定員 18人
- (2) 1日に宿泊サービスを提供する利用定員 9人

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容)

第7条 事業所で行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

① 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア 移動の介助

イ 養護（休養）

ウ その他必要な身体の介護

② 健康状態の確認

③ 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

ア 日常生活動作に関する訓練

イ レクリエーション

ウ グループワーク

エ 行事的活動

オ 園芸活動

カ 趣味活動

キ 地域における活動への参加

④ 送迎サービス

⑤ 入浴サービス

入浴を必要とする利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア 衣類着脱

イ 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ 爪切り

エ その他必要な入浴の介助

⑥ 食事サービス 食事を必要とする利用者に対し、利用者の状況に応じた食事の提供及びその介助を行うものとする。

ア 食事の準備、後始末の介助

イ 食事摂取の介助

ウ その他必要な食事の介助

(2) 訪問サービス

利用者の自宅を訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(3) 宿泊サービス

事業所のサービス拠点において、短期の宿泊サービス、食事、入浴、排泄等日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4) 相談、助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言等を行う。

(短期利用介護予防居宅介護)

第 8 条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援事業所の担当職員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であつて、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

2 短期利用居宅介護は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。

(短期利用に活用可能な宿泊室の数の算定式)

当該事業所の宿泊室の数×(当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数)÷
当該事業所の登録定員 (小数点第 1 位以下四捨五入)

3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ 7 日以内 (利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内) の利用期間を定めるものとする。

(介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第 9 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 居宅介護計画の作成、変更の際は、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料等)

第 10 条 事業所が提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料は、介

護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 前項に規定する利用料のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

(1) 食費

一食あたり／朝食400円、昼食600円、夕食600円、おやつ100円

(2) 居住費（宿泊時）2,500円（日額）（一泊二日の場合5,000円）

(3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの 実費

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、富山市全域とする。

（留意事項）

第12条 利用者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 他の利用者が適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。

(2) 利用者は、指定した場所以外で火気の使用及び喫煙してはならない。

(3) 利用者は、施設内で営利行為、宗教の勧誘又は特定の政治活動をしてはならない。

(4) 利用者は、健康に留意し、施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のため、事業所に協力しなければならない。

(5) 利用者は、故意に施設又は物品を破損してはならない。

（個人情報の保護）

第13条 事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第14条 事業所は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情処理受付窓口を設置するなど必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村から文書の提出、掲示を求め、又は、市町村職員からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとする。

- 3 事業所は、サービスに関する利用者の苦情に関して、富山県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、富山県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。

（損害賠償）

- 第15条 事業所は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険（東京海上日動火災保険株式会社）に加入する。

（衛生管理等）

- 第16条 事業所は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意するものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- （1）事業所における感染症の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備
 - （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施

（緊急時における対応方法）

- 第17条 職員は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

- 第18条 事業所は、非常災害時には、利用者の安全第一を優先し、迅速かつ適切な対応に努める。
- 2 非常災害その他の緊急事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難その他必要な訓練を行う。

（身体拘束の禁止）

- 第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 前項の規定による緊急止むを得ない身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、態様と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利

用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。記録は、5年間保存する。

4 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 「身体的拘束適正化検討委員会」を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(地域との連携など)

第21条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務持続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント処理)

第21条 事業者は、適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）等の各種ハラスメントであって業務上必要且つ相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）により、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に対する利用者又はその家族からの相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）に迅速かつ適切な対応をするために必要な措置を講ずるものとする。

(運営についての重要事項)

第22条 事業所は、職員の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 随時

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿その他必要な帳簿を整備するものとする。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、運営に関する事項は、社会福祉法人射水万葉会と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

